

徳島県告示第390号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成25年徳島県条例第67号）第17条第1項の規定に基づき森林管理重点地域の指定を解除したいので、同条第2項において準用する同条例第14条第3項の規定により次のとおり告示し、令和8年7月24日から同年8月23日までの間、指定の解除の案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定の解除をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定の解除の案についての意見書を提出することができる。

令和8年7月24日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 指定の種別
第2種森林管理重点地域
- 2 指定を解除しようとする区域
海部郡海陽町小川字上檜木屋78、80の1及び80の2
- 3 縦覧場所及び意見書の提出先
郵便番号 770-8570
徳島市万代町一丁目1番地
徳島県農林水産部林業振興課森林企画担当
電話番号 088-621-2482